

解体工事業者の方々へのご連絡です**解体工事業の経過措置の期限にご注意！！**

- 省令改正により、既存のとび・土工工事業の技術者要件を満たす技術者を解体工事業に係る技術者要件を満たす技術者とみなす経過措置期間が、**令和 3 年 6 月 3 0 日まで**（改正前は令和 3 年 3 月 3 1 日）延長されることとなりました。
- 経過措置対象となる技術者を営業所専任技術者として解体工事業の許可を受けている場合は、**令和 3 年 6 月 3 0 日まで**に解体工事業許可における技術者要件を満たす営業所専任技術者を備えた上で、その**変更から 2 週間以内**に有資格者区分の変更届を、許可を受けた行政庁（各地方整備局または都道府県庁）に提出する必要があります。
- また、解体工事業許可における技術者要件を満たした者の配置ができない等の理由により解体工事業の許可を廃業する場合にも、変更等の届出または廃業等の届出の提出が必要となります。
- これらの届出が未提出の場合、経過措置により取得している解体工事業許可は取消し処分となり得るのでご注意ください。詳細につきましては、許可を受けた行政庁にお問い合わせをお願いします。

<「登録解体工事講習」実施機関のご案内>

経過措置対象となる土木施工管理技士などの資格を保有している方（※）が、令和 3 年 7 月 1 日以降、解体工事業の営業所専任技術者、監理技術者、主任技術者になるためには、「登録解体工事講習」の受講または解体工事業の実務経験（1 年以上）のどちらかが必要です。「登録解体工事講習」の受講等に関するご質問は、下記の実施機関へお問い合わせください。

※講習の対象者

- 平成 27 年度までに合格した 1 級土木施工管理技士、1 級建築施工管理技士の方が、「特定・一般建設業の営業所専任技術者」、「監理技術者」、「主任技術者」になる場合
- 平成 27 年度までに合格した 2 級土木施工管理技士（種別：土木）、2 級建築施工管理技士（種別：建築、躯体）の方が、「一般建設業の営業所専任技術者」、「主任技術者」になる場合
- 技術士法の 2 次試験（建設部門又は総合技術監理部門「建設」）に合格した技術士の方が、「特定・一般建設業の営業所専任技術者」、「監理技術者」、「主任技術者」になる場合

※上記に該当しない建設機械施工管理技士、解体工事以外の実務経験による技術者などの方は、講習を受講しても資格を得られません。（新たに土木・建築施工管理技士等の資格取得又は解体の実務経験が必要です。）

登録番号 1 号

公益社団法人 全国解体工事業団体連合会

TEL : 03-3555-2196 URL : <https://www.zenkaikouren.or.jp/>

登録番号 2 号

一般財団法人 全国建設研修センター

TEL : 042-300-1743 URL : <http://www.jctc.jp/>